

○可茂衛生施設利用組合公共工事の発注見通し、入札及び  
契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表に関する  
規程

平成16年10月1日  
可茂衛生施設利用組合訓令甲第2号

改正 平成18年6月1日組合訓令甲第3号 平成22年4月1日組合訓令甲第7号  
平成25年12月17日組合訓令甲第3号 平成30年3月28日組合訓令甲第10号

(趣旨)

第1条 この訓令は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）の規定による公共工事の発注見通し並びに入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表について必要な手続等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において「公共工事」とは、可茂衛生施設利用組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事をいう。

(発注見通しに関する事項の公表)

第3条 令第5条第1項の規定による公表は、発注することが見込まれる組合工事一覧表（別記様式第1号。以下「工事一覧表」という。）の閲覧により行うものとする。

- 2 前項の公表は、毎年度、4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算成立の日）以後遅滞なく行うものとする。
- 3 第1項の規定により公表した発注見通しに関する事項は、10月1日を目途に見直し、当該事項に変更がある場合には、見直し後遅滞なく変更後の当該事項を工事一覧表の閲覧により公表するものとする。
- 4 第1項及び前項の規定による閲覧の期間は、公表の日から当該年度の3月31日までとする。

(入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

第4条 令第7条第1項の規定による公表は、可茂衛生施設利用組合契約規則（平成11年可茂衛生施設利用組合規則第7号）、業種別・ランク別一覧表（別記様式第2号）、可茂衛生施設利用組合指名競争入札参加者選定要綱（平成17年可茂衛生施設利用組合訓令甲第1号）及び可茂衛生施設利用組合指名競争入札参加者選定要綱の運用基準の閲覧により行うものとする。

- 2 令第7条第2項の規定による公表は、次の各号に掲げる場合に応じ、組合管理者の属する市町村の様式の閲覧及び当該各号に規定する書類の閲覧により行うものとする。
  - (1) 一般競争入札を実施した場合 当該一般競争入札の公告の写し並びに入札調書（別記様式第3号）並びに入札結果報告書（別記様式第4号）
  - (2) 指名競争入札を実施した場合 入札調書及び入札結果報告書

(3) 随意契約をした場合 見積調書（別記様式第5号）及び見積結果報告書（別記様式第6号）

3 令第7条第3項の規定による公表は、変更結果一覧表（別記様式第7号）の閲覧により行うものとする。

4 前3項の規定による公表は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に規定するとき以後遅滞なく行うものとする。

(1) 第1項の公表をする場合 当該公表に関する事項を定め、若しくは作成し、又は変更したとき。

(2) 第2項第1号の公表をする場合 当該一般競争入札の落札者が決定したとき。ただし、当該一般競争入札の公告の写しについては、当該公告を行ったときとする。

(3) 第2項第2号の公表をする場合 落札者が決定したとき。

(4) 第2項第3号の公表をする場合 契約の相手方及び契約金額が決定したとき。

(5) 第3項の公表をする場合 変更契約を締結したとき。

5 前4項の規定による閲覧の期間は、閲覧に供した日の属する年度及び翌年度とする。

（閲覧場所及び時間）

第5条 前2条に規定する閲覧の場所は、総務課総務係の窓口とする。

(1) 第3条第1項に規定する工事一覧表

(2) 前条第2項第1号に規定する一般競争入札の公告の写し、入札調書及び入札結果報告書

(3) 前条第2項第2号に規定する入札調書及び入札結果報告書

(4) 前条第2項第3号に規定する見積調書及び見積結果報告書

2 閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとする。

(1) 閲覧日 1月4日から12月28日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く。）

（閲覧の方法）

第6条 閲覧をしようとする者は、閲覧名簿（別記様式第8号）に住所、氏名等必要事項を記載しなければならない。

2 閲覧に供されている書類（以下「閲覧書類」という。）は、閲覧場所以外に持ち出してはならない。

3 閲覧は、職員の指示に従い、指定の場所で行わなければならない。

4 閲覧者は、閲覧書類を汚損することのないよう注意しなければならない。

（工事一覧表の提出）

第7条 公共工事（設計金額が250万円を超えないと見込まれるものを除く。以下この条において同じ。）について予算を所掌する係（以下この条において「公共工事担当係」という。）は、毎年度、4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあつては、予算成立の日後3日以内）までに工事一覧表を総務課総務係に提出するものとする。

2 公共工事担当係は、前項の規定により提出した工事一覧表の内容に変更があつた

場合又は提出後に新たな公共工事の発注の見通しが生じた場合は、遅滞なく工事一覧表を総務課総務係に提出するものとする。

附 則

この訓令は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年6月1日から施行し、改正後の可茂衛生施設利用組合公共工事の発注見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表に関する規程の規定は、同日以後に入札公告又は入札執行通知する工事請負等から適用する。

附 則（平成22年組合訓令甲第7号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年組合訓令甲第3号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年組合訓令甲第10号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。





# 入札調書

契約番号

件名

入札執行 年 月 日（ ）

期間 契約締結日～ 年 月 日

立会者 ①

②

③

④

落札金額 \_\_\_\_\_ 円

⑤

落札金額は、入札書記載金額に8/100を加算した額である。

業者番号	入札者名	第1回	第2回	備考

注1： 落札者を表示するために、落札者の入札書記載金額を赤丸で囲み、かつ備考欄に「1」を記入する。

## 入札結果報告書

契約番号		担当課名	
事業名			
落札業者			
事業場所			
契約締結日			
履行期間			
契約方法			
入札期日			
入札場所			
請負金額			
内消費税額			
予定価格			
入札書比較価格			
業者選定理由			
工事種別			
事業概要			

金額の単位：円

指名業者及び入札経過	No.	指名業者名	1回目	2回目	3回目
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				

# 見積調書

契約番号

件名

見積徴収 年 月 日（ ）

期間 契約締結日～ 年 月 日

立会者 ①

②

③

④

落札金額 \_\_\_\_\_ 円

⑤

落札金額は、見積書記載金額に8/100を加算した額である。

業者番号	見積者名	第1回	第2回	備考

注1： 落札者を表示するために、落札者の見積書記載金額を赤丸で囲み、かつ備考欄に「1」を記入する。



## 見積結果報告書

契 約 番 号		担 当 課 名	
事 業 名			
落 札 業 者			
事 業 場 所			
契 約 締 結 日			
履 行 期 間			
契 約 方 法			
見 積 徴 収 期 日			
見 積 徴 収 場 所			
請 負 金 額			
内 消 費 税 額			
予 定 価 格			
見 積 書 比 較 価 格			
業 者 選 定 理 由			
工 事 種 別			
事 業 概 要			

金額の単位：円

指名業者及び見積経過	No.	指名業者名	1 回目	2 回目	3 回目
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				

別記様式第7号（第4条関係）

変更結果一覧表（予定価格250万円以上の工事）

公表日 年 月 日

契約 番号	工事の名称	場所	当初工期 (自)  (至)	変更後工期 (自)  (至)	概要	当初契約 金額(円)	落札者名	落札者住所
						変更後 契約金額		

別記様式第8号（第6条関係）

閲覧名簿

閲覧内容(○印)	発注見通し	入札結果
閲覧年月日		
住所又は会社名		
閲覧者氏名		
閲覧件名		
備考		